

広域水道常任委員会記録

平成30年7月4日（水）

神奈川県内広域水道企業団議会

○菱山事務局長

ただいまから広域水道常任委員会が開催されるわけですが、正副委員長の互選を行うため、委員会条例第8条第2項の規定により、年長の委員に、委員長の職務を行っていただくことになっております。

本日の出席委員中、梶村充委員が最年長でございますので、梶村委員に臨時委員長の職務をお願いいたします。

それでは、梶村委員、委員長席へお願いいたします。

(梶村臨時委員長着席)

○梶村臨時委員長

それでは、規定によりまして、臨時委員長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

ただいまから、広域水道常任委員会を開会いたします。

これより、日程に従い調査を行います。

日程第1、委員長の互選を行います。

おはかりいたします。委員長の互選の方法につきましては、私から指名して選任することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梶村臨時委員長

ご異議がないと認め、委員長に瀬之間康浩君をご指名申し上げます。

ただいま申し上げたとおり、瀬之間委員を委員長に決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梶村臨時委員長

ご異議がないようなので、瀬之間委員が委員長に決定いたしました。

それでは、委員長を交代いたします。

(梶村臨時委員長退席、瀬之間委員長着席)

○瀬之間委員長

ただいまご指名によりまして、私が広域水道常任委員会の委員長に就任することができました。まことに光栄に存じます。微力ではございますが、皆様方のご協力をいただき、委員長の職を全うさせていただきたく存じます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続き、日程第2、副委員長の互選を行います。

おはかりいたします。副委員長の互選の方法につきましては、私から指名して選任をすること

にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瀬之間委員長

ご異議ないものと認め、副委員長に伊関功滋委員を指名申し上げます。

ただいま申し上げましたとおり、伊関委員を副委員長に決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瀬之間委員長

異議ないものと認め、よって、伊関委員が副委員長に決定いたしました。

それでは、副委員長席へどうぞ。

(伊関副委員長着席)

○伊関副委員長

ただいま副委員長に指名いただきました横須賀市議会の伊関でございます。委員長をサポートし、会の運営のために努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○瀬之間委員長

これより日程第3、付託事件の審査、日程第4、業務状況関係の調査、日程第5、神奈川広域水道サービス株式会社の経営状況の調査を行います。委員長といたしましては、日程第3から日程第5について一括して当局から説明を聴取し、質疑を行い、資料要求があれば委員会として当局に要求した後、日程第3については採決というように考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瀬之間委員長

では、異議がないものと認め、そのように決定をさせていただきます。

これより日程第3、付託事件の審査を行います。

議案第4号 個別外部監査契約に基づく監査によることについて、ほか1件を一括して議題といたします。

なお、今後の当委員会における当局の説明は、着座にて行ってお願い申し上げます。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

平部総務部長。

○平部総務部長

それでは、着席のまま失礼いたします。

初めに、右肩に4と振ってございます広域水道常任委員会資料（議案関係）をごらんください。ページをおめくり、1ページをごらんください。

議案第4号関係、個別外部監査契約に基づく監査によることについての概要でございます。

まず、（1）提案の趣旨でございますが、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査委員の監査にかえて個別外部監査契約に基づく監査によることとするためであります。

次に、（2）提案の理由でございますが、地方自治法第252条の41第4項において準用する同法第252条の39第4項の規定により、長からの要求に係る監査について監査委員の監査にかえて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、議会に付議する必要があるので提案するものであります。

次に、議案第5関係、個別外部監査契約の締結についての概要でございます。まず、（1）提案の趣旨でございますが、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のとおり個別外部監査契約を締結するためであります。

（2）契約の内容としましては、ア、契約の目的については当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告、イ、契約の方法については随意契約、ウ、契約の期間については契約締結日から平成31年3月15日まで、エ、契約の金額については594万円を上限とする額、オ、費用の支払い方法については監査の結果に関する報告提出後に一括払い、カ、契約の相手方については住所、横浜市青葉区松風台1番地8 501号、氏名、奥津勉、資格、公認会計士でございます。

次に、（3）提案の理由でございますが、個別外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の41第4項において準用する同法第252条の39第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるので提案するものであります。

次に、（4）個別外部監査人選定理由でございますが、個別外部監査人候補者の選定に当たっては、日本公認会計士協会神奈川県会に推薦依頼を行い、推薦を受けた3名の監査人候補者から慎重審議の上選定したものであります。

説明は以上でございます。

○瀬之間委員長

以上で議案の説明は終わりました。

引き続き、日程第4、業務状況関係の調査を行います。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

佐藤技術部長。

○佐藤技術部長

それでは、右肩に5番と打ってある資料をごらんください。1枚おめくりいただいて、目次をごらんください。

1、供給水量の実績等から4、広域水質管理センターの業務状況までを私から説明させていただき、次に5、新ビジョンの検討状況以降は、平部総務部長から説明させていただきます。

それでは、1枚おめくりいただき、1ページからご説明いたします。

1、供給水量の実績等でございます。（1）供給水量の実績及び予定、ア、29年度の供給水量の実績です。

平成29年度における供給水量の実績は、5億669万余立方メートルとなり、予算供給水量の4億9,091万余立方メートルに対しまして、3.1%増となっております。

なお、構成団体別の供給水量実績は、次の表のとおりとなっておりますので、ご確認ください。次に、イ、30年度の供給予定でございます。

平成30年度における予算供給水量は、4億7,745万余立方メートルを予定しておりまして、平成29年度の予算供給水量4億9,091万余立方メートルに対しまして、2.7%の減となっております。

なお、構成団体別の予算供給水量は、次の表のとおりでありまして、平成21年度からの供給水量の実績の推移につきましては、その下の棒グラフでお示しをしておりますので、ご確認ください。

次のページに移ります。

（2）洪水警戒体制でございます。

河川の洪水時に当たりましては、横浜地方気象台から小田原市内にございます飯泉及び海老名市内にございます社家の両取水管理事務所の所在地域に対しまして、降雨に関する注意報または警報が発せられた場合や堰への流入量等に応じまして、3区分の警戒体制をもって対応しております。平成29年度の配備実績は、次の表のとおりとなっておりますので、ご確認ください。

ページをおめくりください。

2、事業計画の取り組みでございます。（1）事業計画の進捗状況についてご説明いたします。計画2年目となった平成29年度は、総事業費415億円のうち約70億円を執行し、施設更新・修繕工事などの老朽化対策及び耐震化事業について重点的に取り組んでまいりました。平成29年度末までの進捗状況は、累計で約169億円、率にして40.7%でありまして、おおむね計画どおりとなっております。概要につきましては、表の1にお示しをいたしましたので、ご確認ください。

また、平成29年度の耐震化事業につきましては、相模原浄水場の第3ブロック沈でん池、西長

沢浄水場のろ過地及び第1、2ブロック沈でん池の浄水施設並びに相模原浄水場調整池（2）1号地の送水施設を中心に、補強工事を施工いたしました。計画期間を平成21年度から平成35年度としております施設耐震化事業基本計画に対する主要施設の耐震化率は、下の表2にお示しをいたしましたので、ご確認いただきたいと思います。

次のページに移ります。

（2）30年度における主な事業についてご説明いたします。「かながわの水道用水供給ビジョン～27年度フォローアップ版」に掲げる施策を実現するため、計画期間が平成28年度から平成32年度までの事業計画において、水道水の品質向上、老朽化対策、管路保全、耐震化事業及び危機管理対策といった具体的な事業を掲げて工事等を施工しております。平成30年度は、引き続き構成団体への安定供給体制の強化を図るため、老朽化対策及び耐震化事業に重点的に取り組むこととしておまして、施設更新計画事業予算として、55億1,607万余円を計上しております。

なお、各事業を継続的に推進するため、債務負担行為を活用しながら実施をしております。下の表には主な工事をお示しいたしましたので、ご確認ください。

ページをおめくりください。

3、伊勢原浄水場運転管理業務委託の状況でございます。（1）委託業務の概要についてご説明いたします。企業団では民間企業の有するノウハウや人材を活用することで、官民連携に取り組み、組織のスリム化や業務の効率化を目指して、平成26年4月から伊勢原浄水場における業務の一部について、神奈川広域水道サービス株式会社に対して平成26年度から平成28年度までの長期継続契約にて委託をしております。平成26年度からの第1次契約期間のモニタリング結果は、おおむね良好、または良好であり、3年間の委託において浄水場の運転管理業務等を民間委託しても安定供給に支障がないことを確認いたしました。

平成29年度からの第2次契約期間では、これまでの委託内容を拡大し、直営と同様の安定供給の継続を前提として、民間企業への委託発注の有効性を検証するため、引き続き、神奈川広域水道サービス株式会社に対して3年間の長期継続契約にて委託をしております。前回の委託と今回の委託との業務範囲の変更箇所については、下の図のとおりでございます。

続いて、（2）29年度の業務の履行状況でございます。第2次契約期間では、引き続きモニタリングを実施しておりますが、これまでのところ、業務の履行状況に問題はございません。また業務を進めていく上での課題や改善策等を受注者と協議し、安定運用の継続につなげております。

次のページに移ります。

4、広域水質管理センターの業務状況でございます。

(1) 設立の目的です。企業団は既存の水質管理業務に加え、企業団、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の5水道事業者が、これまで個別に実施してきた水道水源の水質検査や、水質事故の対応を統合して効率的に行うため、平成27年4月1日から広域水質管理センターの運用を開始いたしました。運用に当たりましては、構成団体から職員が派遣されておりまして、平成30年度は神奈川県、横浜市及び川崎市から各1名の職員が派遣されております。

(2) 水源における水質検査の状況です。

相模川及び酒匂川水系の水源域における水質検査を実施するに当たりましては、5水道事業者協議の上で、30年度水源水質検査実施計画を策定し、同計画に基づく採水及び検査を実施しております。

平成29年度の定期水源水質検査の実施箇所数につきましては、平成30年度も同数を予定しているところでございますが、相模原水系232箇所、酒匂川水系80箇所、計312箇所でございます。

続いて、(3) 水源水質情報対応の状況でございます。

平成29年度における油流出等の水源水質情報に基づく対応事例は、相模川水系20件、酒匂川水系18件の、計38件ございました。発生原因で最も多かったのは、油の流出、浮遊の21件ございまして、このうち、取水停止を伴う事例はございませんでした。直近4年間の水源水質情報対応の状況は、次の表のとおりでございます。

最後に、(4) 今後の予定です。

水源水質情報への対応を迅速に行うため、企業団内部の水質事故対応訓練を年3回実施するとともに、大規模な水源水質事故発生時の対応を想定した水源水質事故対応訓練を、5水道事業者合同で、7月13日に実施する予定となっております。

今後も、広域水質管理センターは、各浄水場、取水管理事務所との連携はもとより、構成団体や関係行政機関との連携、協力のもとで、水源を初めとする水質の向上に努めてまいります。

以上で、私からの説明を終わります。

○瀬之間委員長

平部総務部長。

○平部総務部長

それでは、引き続きまして、7ページの5、新ビジョンの検討状況について説明いたします。

(1) 「かながわの水道用水供給ビジョン（平成23年度～32年度）」でございます。企業団では将来の経営の指針として、「かながわの水道用水供給ビジョン（平成23年度～32年度）」において目指すべき将来像の実現に向けた6つの目標と、その達成に向けた具体的施策を定めており

ます。また、このビジョンに基づき、効率的な業務執行体制の確立や人材育成等の基本方針である経営改革の基本方針、具体的な更新改良工事等を定めた事業計画及び財政面での裏づけとなる財政計画を定め、老朽化・耐震化対策等の施設整備や持続的な経営基盤強化の取り組みを進めているところでございます。

なお、ビジョンの6つの目標と企業団の基幹計画の関係図を下に示しておりますので、ご参照ください。

次に、(2)新ビジョンの検討状況でございます。現在、33年度以降の新ビジョンの検討に着手しており、構成団体、有識者からのご意見を受けながら、32年度の第3四半期に新ビジョンを策定することを目指しております。今年度は現状分析や課題の抽出などを行った後に、今後、見込まれる人口減少等による供給水量の減少、管路等の大規模更新需要の増大、及び技術継承など、諸課題への対応を念頭に置いた具体的な骨子案の検討を進めてまいります。なお、検討状況につきましては議会に対し適宜ご報告をした上で進めてまいります。

下に新ビジョンの検討スケジュールを示しておりますので、ご参照ください。

8ページをごらんください。

6、国等への主な要望を説明いたします。

企業団では、将来的な事業展開を見据え、関係省庁等に対する制度改正や、財政措置などの要望を、公益社団法人日本水道協会や全国水道企業団協議会などを通じて行っております。

要望事項としましては、まず、(1)の老朽化施設の建設改良、更新に対する補助制度の創設につきまして、厚生労働省に対して要望しております。要望の趣旨としましては、水道施設の更新に莫大な費用を要することから、国の財政支援を求めるものがございます。

この要望事項に係る企業団の状況としましては、企業団創設時に布設した管路や沈でん池等が約40年を経過し、老朽化が進行するとともに、後発の建設事業で設置した電気機械設備も約20年が経過し、修繕費が増加しているものでございます。

次に、(2)の公的資金補償金免除繰上償還制度の復活及び恒久化につきましては、総務省と財務省に対して要望しております。要望の趣旨としましては、経営基盤強化のため高金利の未償還企業債について、公的資金補償金免除繰上償還制度の復活等を求めるものがございます。この要望事項に係る企業団の状況としましては、29年度末の未償還企業債は約1,321億円、最終償還期限までの利息支払い額は約137億円、30年度予算における元利償還金は約203億円となっております。

次に、(3)の水源地域における関係機関の連携と財源措置につきましては、内閣府などに対

して要望しております。要望の趣旨としましては、ダム上流域において水源林整備が進まず、ダム湖への土砂流入が続いていることに対して、関係機関が連携した水源林整備や、しゅんせつ費用に係る補助制度の新設を求めるものでございます。

この要望事項に係る企業団の状況としましては、三保ダムでは22年の台風第9号被害により急速に土砂が堆積し、企業団が負担するしゅんせつ費用が増加しております。こういった中、県が策定した酒匂川総合土砂管理プランが30年4月に国から流域水循環計画として位置づけられたことから、ダム堆砂対策に係る国の交付金獲得について要望活動の強化とともに、引き続き関係機関と一体となった取り組みを推進していくところでございます。

ページをおめくりください。

次に7、サービス会社のあり方等に関する答申を踏まえた取り組みを説明いたします。企業団は有識者からなる神奈川広域水道サービス株式会社将来構想検討委員会の答申を受けて、神奈川広域水道サービス株式会社のあり方について民間出資者との協議を進めています。また、丹沢荘については譲渡に向けた手続を進めております。

なお、ここでの答申とは、平成29年3月の神奈川広域水道サービス株式会社の将来のあり方等についての答申のこととございまして、神奈川広域水道サービス株式会社のあり方について及び丹沢荘のあり方についての2つの事項について答申を受けたものでございます。

まず、(1)の神奈川広域水道サービス株式会社の将来のあり方についてでございます。ア、答申の提案内容としましては、答申ではサービス会社の自立化に向けた経営改革を早期に実施すべきという判断とともに、その自立化の意義と自立化のために必要な具体的方策について、次のとおり提案がありました。

提案1の「財政的な自立を図ること」につきましては、「企業団業務を中心とする受託のあり方から他水道事業体等の業務の受注拡大へ」という方策が掲げられております。

提案2の「組織的な自立を図ること」につきましては、方策が3つ①から③までございます。方策①では、民間出資者主体の経営に向けた役員構成への変更と代表取締役の選任であります。方策②では、民間出資者主体の経営計画の策定であります。また、方策③では、民間出資者主体の人材の確保と育成であります。

次に、提案3につきましては、「資本的な自立を図ること」とし、具体的な方策として、民間出資者主体の経営にふさわしい出資比率への変更が掲げられております。

次にイ、答申を踏まえた企業団の考え方等でございますが、企業団では答申の提案事項を受け入れ、サービス会社の自立化を促進するため、民間出資者が示す出資目的や経営参画の意向、サ

ービス会社の事業展開の方策などを十分考慮した上で協議を進めております。協議に当たりましては、民間出資者主体の自立化における企業団のかかわり方につきましても検討しております。今後も協議や検討を進め、当該状況を企業団議会と構成団体へ報告し、ご意見をいただきながら具体的な方針を早期に決定いたします。

次に、(2)の丹沢荘の譲渡でございます。ア、譲渡に関する基本的な考え方でございますが、企業団は答申の提案事項を受け入れ、これまで地元との連携・協力による地域振興、丹沢荘における経営改善、宿泊料金の再考などを行ってまいりました。しかしながら、将来的な経営状況の好転を見込むのは難しい状況となったことから、最終的に提案事項に示された譲渡を行うこととしたものでございます。

譲渡に当たりましては、企業団議会及び地元関係者からの要望等を踏まえ、丹沢荘をできる限り宿泊施設として存続させることを前提に、宿泊施設の経営・投資能力を有する者に譲渡することといたしました。

次にイ、入札の概要でございますが、入札方法につきましては条件付き一般競争入札、入札参加資格及び用途指定につきましては、譲渡先に対して宿泊施設として継続することはもとより、山北町の地域性を十分理解した経営についても求めるため、神奈川県に本社を有する法人で、旅館業法の許可を得て、現に旅館営業を行っている者を条件とし、これを担保するため、譲渡日から10年間は旅館営業の用に供するよう用途指定を行いました。

開札日は5月11日、落札価格は税抜きで900万円、落札者は株式会社ロハスとなり、契約締結を5月23日に行っております。

ウ、今後のスケジュールにつきましては、9月中に業務引き継ぎを行い、9月末に物件引き渡しを行う予定でございます。

次にエ、譲渡に伴う地域振興についてでございます。山北町から丹沢荘の譲渡に伴う地域振興について要望、地域振興策への財政的支援等がありましたが、企業団では県東部地域の水道事業者が酒匂川流域に水源を求めてきた歴史的な経緯を踏まえ、この要望に応えてまいりたいと考えております。また、譲渡先である株式会社ロハスに対しても、歴史的な経緯を踏まえ、旅館営業を通じた地域振興、温泉旅館組合加入、地元雇用に資する取り組みについて協力を要請しております。

ページをおめくりください。

参考としまして、平成29年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業決算速報値の概要を添付しておりますので、その内容を説明いたします。

なお、決算につきましては、最下段の米印で記載しておりますように、今秋に開催される議会議定例会に上程し、認定を受けた後に確定することとなりますことから、今回の説明は速報値についてでございます。

平成29年度決算のポイントといたしましては、2点ございます。

まず、(1)の17億円の純利益を計上でございます。29年度は28年度の料金改定により、単年度当たり約31億円の料金引き下げを実施したものの、供給水量の増に伴い料金収入が増加し、営業収益では前年度の387億円から4億円増の391億円となりました。

一方で、生産コストにおいては、供給水量の増に伴い、動力費や浄水処理薬品費が増加したものの、支払利息、減価償却費等が減少したことなどにより、前年度以下の支出規模となりました。この結果、純利益は前年度の10億円から増加し、17億円を計上しております。

次に、(2)の企業債残高は、1,321億円に縮減、累積資金残高は1億円増の85億円でございます。企業債残高は前年度の1,468億円から147億円減少し、1,321億円となりましたが、年間支出総額の約3割を占める企業債元金の償還は、今後も170億円前後で推移する見通しとなっており、引き続き厳しい経営環境にあります。また、累積資金残高は前年度の84億円から1億円増加し、85億円となりました。

以上で業務状況関係の説明を終わります。

○瀬之間委員長

ありがとうございました。

以上で業務状況関係の説明が終わりました。

引き続き、日程第5、神奈川広域水道サービス株式会社の経営状況の調査を行います。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

平部総務部長。

○平部総務部長

それでは、次に、右肩に6と振ってございます広域水道常任委員会資料、神奈川広域水道サービス株式会社の経営状況をごらんください。

ページを2枚おめくり、1ページをごらんください。

まず、この報告の趣旨についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、出資団体の経営状況について報告するものでございます。

(1)の設立及びその目的等でございます。

神奈川広域水道サービス株式会社は、企業団に関連する附帯事業の経営を行うとともに、企業

団施設に関し専門的知識を要する業務委託を受託し、その事業活動を通じて企業団の経営基盤の強化に寄与することを目的といたしまして、平成9年4月16日に設立しております。平成24年6月には、公募による民間企業、水 i n g 株式会社、月島テクノメンテサービス株式会社からの出資を募るとともに、水道技術者の提供を受けております。

(2) の所在地は、海老名市社家107番1でございます。

(3) の資本金につきましては、5,000万円でございます。

出資の内訳としましては、企業団が3,500万円、水 i n g 株式会社が750万円、月島テクノメンテサービス株式会社が750万円となっております。

(4) は、平成29年度第21期決算の概要でございます。

売上高は、前期比0.3%増の3億4,768万円、販売費及び一般管理費は、前期比4.7%増の3億3,404万円、当期純利益は前期比97.3%減の25万円でございます。なお、売上高の主な内容につきましては、2ページに記載のとおりでございます。

次に、(5) は平成30年度第22期事業計画の概要でございますが、ア、伊勢原浄水場運転維持管理業務受託事業ほか、記載のとおりでございます。

次に、(6) の役員でございますが、代表取締役社長、金水義澄以下、記載のとおりでございます。

社員数につきましては、役員を除きますと75名で、このうち企業団出身者数は36名でございます。

以上で神奈川広域水道サービス株式会社の経営状況報告の説明を終わります。

○瀬之間委員長

以上で当局の説明は終わりました。

それでは、日程第3から日程第5について質疑を行います。

質疑のある方は、順次、挙手をもって発言をお願いいたします。

○梶村委員

過日ちょっと気になったことがあって、資料の要求をしておりまして、職種別の職員の採用実績と、それから、5年前に行われた個別外部監査報告があるということなので、その概要について説明、資料の請求を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○瀬之間委員長

ただいま梶村委員から資料の要求がありましたが、当局では把握できていますでしょうか。

○平部総務部長

把握いたしました。

○瀬之間委員長

おはかりいたします。梶村委員から要求のありました資料につきましては、本委員会として資料要求することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○瀬之間委員長

ご異議ないものと認め、そのように決定をいたしました。

なお、本委員会は本日1日のみの予定であります。資料の提出はいつごろ可能になりますでしょうか。

○平部総務部長

委員のほうから要求がございました資料につきましては、手元に要求資料がございますので、これから机上配付をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○瀬之間委員長

はい。配付を許可いたします。

（事務局、資料を配付）

○梶村委員

職種別職員の採用実績なんですけれども、時代の趨勢で徐々に人員を縮小していることは、これはどこの企業団でも大体同じだろうと思うんですけれども、技術的な継承ということについて、一部危惧されている方がおられて、外部委託、民間委託をするということもよろしいかと思えますけれども、基本的には、やはりこの水道企業団の中で技術の育成を図って、それを県の広域水道企業団ですから、それぞれの各市の水道局とか、そういったところと、よくそういった事業の打ち合わせだとか技術の打ち合わせだとか承継だとかいろいろあると思うんですけれども、そのことについて心配な部分があったものですから、こうした形で資料要求させていただいたものですから、その辺のことについて何かあればお話をいただければと思います。

○佐藤人事企画担当課長

技術継承についてお尋ねということでございます。企業団の教育、技術の継承の取り組みについて説明したいと思います。企業団におきましては、21年度から技術研修におきまして現場作業、点検、事故対応などの実地研修を充実させることによりまして、現場作業を通じたベテラン職員からの技術継承を進め、若手の現場技術力の向上というものを図ってまいりました。

平成26年度には人材育成計画を策定いたしまして、ベテランや中堅職員から若手へのOJTを

効果的に行うためのスキルチェックシートを導入いたしまして、技術継承の取り組みを促進してまいりました。昨年、29年度には、人材育成計画の策定から3年が経過をしたということを機に、全職員を対象に、人材育成に関するヒアリング、アンケートを実施いたしまして、この結果をもとに、技術継承を含む人材育成の取り組みの見直しを行ったところでございます。

本年度からはベテラン・中堅職員の指導力の強化を図るとともに、事故対応などの貴重な経験やマニュアル化しにくい設備運用の技術などを、職員間で共有できる研修などを企画しております。企業団全体の技術力の維持・向上を進めることとしております。

こうした技術継承を行う上での背景と申しますか、課題というところでは、これまで職員の減少というところと、委託化の進行によりまして現場作業の減少があるということ、それから設備系につきましては周期的に更新工事が発生いたしますが、土木系の土木構造物等の更新が少ないということで、現場経験がなかなかできないということで困難をしているところで、技術力の低下ということがありますので、こういったことを念頭に、技術継承の取り組みということで、今、説明したような取り組みを進めているところでございます。

以上です。

○梶村委員

ありがとうございました。今お話が出たように、機器が老朽化してくる、そしてまた設備も老朽化していることによって、技術が継承していないと、民間にいきなり物事をやってほしいとなると、なかなか難しいと思うんですね。その辺のことだけ今、ご留意いただいているようでございますので、これで質問を終わりますけれども、ぜひともそういったことでしっかりと取り上げていただきたいと思います。

○福島委員

せっかく今、資料要求で配付していただきました前回の個別外部監査報告書をいただきましたので、これにも関連してお伺いいたしますけれども、今回また新たに個別外部監査を行っていただくための契約についておはかりがありましたけれども、前回の監査で指摘された事項について、まず、何点か確認をさせていただきたいと思います。

1つは、7ページのところにありますけれども、各種手当についての監査の意見がございますけれども、その辺の改善状況というのは、その後どのようになっているのか一つ伺いたいと思います。

それから、もう一つは、8ページの議員報酬についてですけれども、こちらも変更がなされたと同っておりますけれども、具体的な変更内容について確認をさせていただきます。

それから、11ページに修繕引当金についての監査意見がありますけれども、これによりまして、26年度以降に多額の突発的な修繕工事が必要となる場合に、引当金の取り崩しによる対応はできないという形に制度が変わったとありますけれども、昨今の災害等の対応について、そのような状況が起きた場合に、今後、修繕等の資金はどのように調達をしていくことになるのかご説明をいただきたいと思います。

以上です。

○佐藤人事企画担当課長

25年度の個別外部監査の意見に関してご質問がございました。まず、手当の関係でございますけれども、25年度につきましては交替制勤務手当、それから住居手当の関係のお尋ねであると思っておりますけれども、まず、交替制勤務手当につきましては、内容といたしましては、交替制勤務手当の取り扱いについて引き続き、国及び構成団体の動向を見て、そのあり方を検討されたいというご意見であるというふうに思います。

こちらにつきましては、構成団体の動向、あるいは国の動向を調べておりまして、構成団体のほうでも交替制勤務手当といった形のもものがまだ継続してあるということですので、こちらについては当企業団でも一部その手当については残しているというところでございます。

それから、住居手当につきましては、個別外部監査が25年度ということで行われましたけれども、その年度内に労働組合と交渉のほうをいたしまして、みなしのほうを廃止ということで決定しております。経過措置ということですので、最終的には27年度末であったかと思っておりますけれども、これをもって自宅を所有する者への支給については廃止をしたというところでございます。

それから、議員報酬の関係でございますけれども、こちらにつきましても26年4月から改定を行っておりまして、従前は議長報酬で13万1,000円、それから副議長12万円というところが、現在では月額、議長報酬については9万8,000円、副議長については9万円というふうに改定を行っております。こちらにつきましては、当常任委員会の中で委員会提案ということで提案がございまして、この常任委員会の中で決定して改定を行っております。

○有田財務課長

修繕引当金についてお答え申し上げます。修繕引当金、会計制度が見直しになりまして、修繕引当金の制度が廃止になったということでございます。これによりまして、監査委員の意見としましては、企業団の資金面と損益面の両方に影響を及ぼすことがあるということで、予算の設定、資金面における安全性の維持について検討が望まれるということでもございました。

今年度の決算の速報値、先ほどご報告したとおりでございますけれども、累積の資金残高で

ございます。負債性の引当金、退職給付引当金等、負債性の引当金を除いた資金残高は、29年度末で85億ほどございます。この85億という資金を留保してございますので、突発的な修繕等が起こった場合にも、この資金を活用して対応が可能というふうに考えてございます。

以上でございます。

○福島委員

わかりました。説明をいただきましてありがとうございます。85億円以上の留保、留保金以上のものが必要になった場合には、相当の災害ということで、また別の様々な手当が可能ということになるかと思えます。

もう一つ伺っておきたいのは、I S O 9001の取得について伊勢原浄水場から開始をし、今後拡大をしていくという記述をどこかで拝見いたしましたけれども、この計画と進捗状況というのはどうなっているのか、また、伊勢原で取得をされまして、取得された後も繰り返しこのチェックは受けて維持していくという形になるかと思うんですけれども、そのコストとそれから効果というんでしょうか、何か具体的なところでご紹介をいただければと思ったんですが。

○津田浄水課長

I S Oの取得につきまして、経過ということでご覧いただきたいと思うんですけれども、まず、場の取得は綾瀬浄水場で26年度に取得しまして、28年度に更新したということで、それに引き続きまして検証結果も効果があるということで、伊勢原浄水場のほうに拡大をしております、今年度、30年度に審査を受けて取得するというようになっております。また、その効果を見まして、33年頃に伊勢原以外の西長沢浄水場、相模原浄水場に段階的に取得していく、拡大していくことを計画しております。

それから、取得の効果ということでございますが、綾瀬浄水場のほうで取得したときの効果でございますけれども、作業マニュアルですとか、そういった文書管理を徹底がされるということで、業務手順書が共有されるということで、業務の効率化につなげることができました。

また、トラブルとか課題が発生するんですけれども、そういったこともI S Oの仕組みでございます是正措置というような方法を活用することで、トラブルの再発防止の徹底ですとか、業務課題への迅速な対応、こういったことを図ることができたと考えております。また、もう一つはI S O 9001によりまして、浄水場に関します業務が適切に管理されているということが、水道の利用者の方々に客観的に示すことができるようになったと考えております。

また、コストの件ですけれども、まず、I S O取得の費用としましては300万円ほどかかっております。また、それを維持するために審査を毎年受けていかなければいけないんですが、そのコ

ストが50万円ほどかかることとなっております。

○福島委員

ご説明ありがとうございました。こうした指摘をまた個別外部監査も通じ、それからISOなどの相乗効果で品質がよくなっていくということ、また、利用者の皆様にもお客様の信頼感が高まっていくということは非常に大事なことだと思っておりますので、次回の個別外部監査も有効なのかなというふうに思っております。

ありがとうございました。

○望月委員

1点だけお伺いしたいんですけれども、こういった時代でも、こういった状況でも、ライフラインとしてこの水を安心して飲める、安全な水を確保していくというのは、非常に企業団さんとしても大きな責任を果たしていかなきゃいけないと思うんですけれども、その点で資料番号の5ということで振っていただいているやつの3ページあたりに、老朽化対策・耐震化対策を含めた災害対策のほうで紹介されているというか、進捗もそれなりに予定されているというかきいている、進捗もある、進んでいるようなんですけれども、一方で、今日ちょうど資料請求でいただいたものの20ページあたりを見ると、これは25年度の時ということで、5年ぐらい前の監査だと思うんですけれども、例えば火山灰の降灰対策なんかもしっかりやっていかなきゃいけない、予算の計上など早期に検討していくべきであると。

ただ、これはまだ、5年前の時点というのは水道事業に限らず、火山灰・降灰対策というような視点というのは、はっきり言ってこれは薄かったのかなと、公共事業を進める上で行政を進めていく上だと思うんですけれども。お聞きしたいのが、改めてこの辺の進捗状況は書いてありますけれども、老朽化対策とか耐震化対策、特に火山灰の降灰対策なども含めての今後の取り組みの見通しなり、考えを教えてくださいと思います。

○村山危機管理担当課長

火山灰の降灰について対策ということですが、やはりまだその辺がはっきり、厚労省のほうからも聞き取り等がありますが、はっきりしない状況がございます。今、企業団のほうとしては、この対策としては防じんマスク、防災マスク、ゴーグル等、そういうものを用意しております。

○依田施設課長

耐震化対策の進捗についてご説明させていただきたいと思います。耐震化対策に関しましては、おおむね予定どおり進行していると思ってください。今、構成団体も同じように、実は耐震化対策を進めております。そのため、なかなか企業団単独のスケジュールでは動けないということが

ございまして、構成団体といろいろ水運用の調整をしながら進めているというような状況にあります。

それでこちらのほうとしても、片方がもし進捗が遅れるようだったら、他のを見直して、なるべく順番を入れ替えたりしながら、進捗に関しましては予定どおり進めるように今、努力しているというような状況でございます。

それと老朽化対策に関しましても、設備更新に関しましては、これも水運用の調整をしながら計画的に進めているというような状況でございます。したがって、設備更新に関しましても、計画どおり進んでいるというような状況でございます。

以上でございます。

○望月委員

まず、水源としてというか、水そのものの確保というのがすごく大切だと思うんですね。その川の水源のほうをどう守っていくというか、特に火山噴火みたいなのがあったとき、これはなかなか実際には対応するというのは難しいことで、企業団一つでできることではないと思うので、これは国なんかはしっかりと指針を示すなり、お金もしっかり出してやっていくべきだと私は個人的に思っているんですが、そうはいつでもといいますか、国に働きかけるなり、あるいは関係団体と協議を今進めてきていることなのかもしれませんが、この監査のところにも書かれている5年前のことが、この5年間でまだ完全ではないけれども、緒には就いているというか、それなりには進んでいると。

さらに今後もっと進めていくということで、これが、いつ、どの時点である程度できたとなるか、予算のこととか技術的な問題とか、非常に課題が多いとは思うんですけれども、ぜひこれは、水が確保できなくなるということになると大変な問題だと思いますので、そういったことにも今後力を入れていっていただきたいなということを申し上げて、質問を終わります。

○佐藤技術部長

ご質問の内容、3点ばかりあったかと思うんですけれども、それぞれ、課長のほうから回答を申し上げましたが、まず、施設課長のほうから申し上げました耐震化事業、それから老朽化対策ですけれども、これは先ほど私のほうで事業計画の進捗状況の中でご説明差し上げたとおり、計画どおり進めておりますので、この点に関してはご心配いただかなくてもいいのかなというふうに思います。

それから、火山灰の件ですけれども、これは今年の4月に政府のほうから関東周辺、富士山が噴火した場合の話なんですけれども、関東周辺にどのぐらいの降灰があるかというようなデータ

が出てきております。企業団の施設でいいますと、飯泉取水管理事務所がやはり一番、富士山が近いようでございまして、想定では50センチ程度は積もるんじゃないかというようなデータも出ております。

実際、火山灰の影響というのは、この発表のときにもあったんですけれども、1センチ積もっても交通網に被害が出てくる、あるいは10センチ積もると社会経済活動に障害が出る、30センチ以上ではほぼ全部止まっちゃうというようなデータも出ております。

したがいまして、議員のほうからご指摘があったとおり、企業団単独でこの対策をしようと思っても、なかなか難しいというのが実態でございますので、神奈川県を初め、関係機関と今後、調整をいたしまして、できるところから、この対策について検討をしていきたいというふうに思っております。

特に富士山ですと、水源である三保ダム、それから鮎沢川から酒匂川の流域については、過去の歴史的経緯からいっても、かなりの火山灰の堆積で被害が出る、川としての機能を損なうような被害が出たというふうな経緯もございますので、取水ができるかどうかということところにもかかってきますので、その辺については河川管理者とも協議を続ける中で検討を続けていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○浜田委員

資料の右肩に6と書いてあります神奈川広域水道サービス株式会社の経営状況についてなんですけれども、1ページで平成29年度の決算の概要で、当期純利益が25万円で前期比マイナス97.3%となっているんですけれども、マイナスの幅というのが大きいかなと思うんですけれども、その背景ですとか、または、何か大きな理由ですとか、その辺をお聞かせいただければと思います。

○富安政策調整担当課長

29年度から委託をしております伊勢原浄水場の管理室に派遣職員、先ほどご説明しました水 i n g 株式会社、そして、月島テクノメンテサービス株式会社から職員の派遣の人数を多くしていただいた。これは、先ほどご説明しましたサービス会社の資本参加していただく趣旨、民間企業への企業団浄水場の業務に続いた技術の継承、そして、民間企業からの効率的な業務の運用というものをさらに進めようということで、2名の社員の派遣を増加していただいた、こうしたことが影響しております。

あとは丹沢荘が譲渡に至った原因の一つにもなりますけれども、かなり宿泊者数が落ち込んで

おりました。29年度は6,000名を、ピークは平成3年度で1万4,000人ほどいた宿泊者数が、29年度には6,000名を切るという状況になりましたので、こういった水道用水供給事業の部分では、伊勢原浄水場の管理室の費用が増加した、丹沢荘の宿泊者数というのが減って、収益が悪化した、こういった収支の両面で影響しまして、25万円の計上にとどまったということでございます。

○浜田委員

そうしますと、平成30年度のほうではそれらのことがどのように改善というか、どのように変わるというか、見通されるのか、その辺を教えてくださいと思います。

○富安政策調整担当課長

先日、サービス会社のほうの株主総会が行われまして、29年度の決算の報告とともに、30年度の事業計画というものが報告されました。その中では、やはり厳しい状況というのが続いております。30年度は丹沢荘が30年度9月をもって譲渡、企業団の物ではなくなるということで、会社としても丹沢荘の収支については、特に収支に影響を与えなくなったんですが、伊勢原浄水場、そして、もう一つ、収益の大きな要素になります外部施設、この外部施設というのは、浄水場から構成団体の皆様に受け渡しをする供給地点までの送水施設というものを点検をしていただいたり、維持管理をしていただく業務になりますが、そうしたものに、やはり費用が多くかかるということで、平成30年度については赤字を予定しているというような報告がなされております。

ただ、この赤字についてもサービス会社の社長以下、色々な経営努力によって縮める、縮小するというようなご発言もありましたので、大きく期待しているのですが。

○浜田委員

わかりました。それで、たしか、このサービス株式会社の業務というか、これも広げていくとか、そんなようなお話があったかなと思うんですけども、全体的に、要するに、水を飲まれるというのが何となく右肩下がりになるのが必然というか、トレンドみたいに簡単に語られてしまうんですけども、だけれども、水をスーパーなんかで買う人がいるわけですけども、この前もちょっと話したんですけども、そういうことを考えると、水を飲む、水分を吸収するということは、もうそれは社会の中では減っているわけじゃないと思うので、いろいろな事業をサービス株式会社さんが経営を多角化していく、そういうことがあろうかと思うんですけども、ぜひ、社会の中で、水を飲むということは、そんなに下がるもんじゃないと思いますので、市民の皆さん、県民の皆さんがさらにおいしい水道水を飲まれるようになるようになること、そこで経営が多角化され、改善されるようなことを、ぜひ取り組んでいただければと思いますので、これは要望させていただきます。

以上です。

○瀬之間委員長

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、特に質疑等ございませんので、以上で終了といたします。

おはかりいたします。

これより日程第3、付託事件の審査について採決を行いたいと思いますが、挙手採決でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瀬之間委員長

ご異議ないものと認め、これより採決をいたします。採決は区分けして行います。

まず、議案第4号、個別外部監査契約に基づく監査によることについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○瀬之間委員長

総数挙手により、可決すべきものと決定をさせていただきます。

次に、議案第5号、個別外部監査契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○瀬之間委員長

総数挙手により、可決すべきものと決定をさせていただきます。

おはかりいたします。

日程第4、業務状況関係の調査及び日程第5、神奈川広域水道サービス株式会社の経営状況の調査については、今回の調査を踏まえまして、水道用水供給事業について、さらに議会閉会中調査を継続することにしたいと思っておりますので、議長宛てに申し出ることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瀬之間委員長

ご異議がないものと認め、そのように決定をさせていただきます。

次に、日程第6、県内調査及び県外調査についてを議題といたします。

今年度に予定しております県内調査及び県外調査の日程等、委員長案をお手元に配付しており

ますので、事務局より説明をお願いいたします。

○菱山事務局長

広域水道常任委員会の県内調査の日程につきまして、委員長案をご説明申し上げます。

お手元の配布資料、平成30年度広域水道常任委員会県内調査日程（案）をごらんください。

まず、調査予定日ですが、平成30年8月6日月曜日でございます。

2番目といたしましては、調査場所でございますが、飯泉取水管理事務所、三保ダム、世附貯砂ダムを予定しております。

3番目に日程でございます。

企業団本庁舎に午前9時半にお集まりをいただいた後、バスで出発いたしまして、最初の目的地である飯泉取水管理事務所へ10時30分に到着する予定でございます。飯泉取水管理事務所におきまして、常任委員会委員長の開会宣告に続いて、概要説明を受けた後、取水堰、場内設備等の視察を行っていただきます。視察の終了後に飯泉取水管理事務所にて昼食をとっていただきます。

昼食後、12時半に出発いたしまして、次の調査場所である三保ダムにございます酒匂川水系ダム管理事務所へ13時15分に到着する予定でございます。事務所会議室で施設の概要説明の後、三保ダム、世附貯砂ダムの視察を行っていただきます。視察終了後、酒匂川水系ダム管理事務所へ15時30分に出発し、企業団本庁舎へ16時40分ごろに戻ってまいりまして、解散という予定でございます。

委員の皆様におかれましては、暑い盛りでの調査でありますので、軽装でのご参加をお願いいたします。また取水堰、ダム堤体等、参りますので、歩きやすいお足元でのご参加をお願いいたします。

続きまして、県外調査の実施について、ご説明申し上げます。

お手元の配付資料、平成30年度広域水道常任委員会県外調査実施要領（案）をごらんください。

まず、1番目としまして、調査内容でございますが、水道事業の現況についてと用水供給事業についてでございます。

2番目に実施概要でございますが、行程は2泊3日以内とし、実施するものでございます。

3番目に実施計画書でございますが、委員長は実施計画書を調製し、派遣承認要求書を議長宛て提出するというものでございます。

4番目に調査報告書でございますが、委員長は調査終了後、調査報告書を議長宛て提出するものいたします。

5番目に調査先でございますが、現在のところ未定でございますが、常任委員会委員長と相談

の上、決まり次第、皆様にご報告させていただきます。

以上、委員長案についてご説明申し上げます。

○瀬之間委員長

ありがとうございました。

それでは、県内調査につきましては、委員長案のとおり、8月6日月曜日に行くことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瀬之間委員長

ご異議ないものと認め、そのように決定をさせていただきます。

先ほど事務局からのご説明のとおり、季節柄、大変暑さが予想されておりますので、軽装でのご参加をお願いいたします。

次に、県外調査につきましては実施要領を委員長案のとおり実施するものとし、日程につきましては事務局に調整をさせますので、皆様方のご協力をぜひともよろしくお願い申し上げます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の正副委員長互選結果報告書、閉会中継続調査申し出書の案文につきましては、正副委員長にご一任をお願いいたします。

これをもって、広域水道常任委員会を閉会といたします。

まことにありがとうございました。